

外国知的財産ニュース

【韓国】特許法の一部改正 第13317号 (2015/5/21)

5月18日、特許法の改正に関する内容が公布され、同日より施行されています。主な内容は下記の通りです。

○出願取下または放棄による出願審査請求料の返還 (第84条第1項第5号 新設)

特許出願審査請求を行った後、次のいずれかが発生するまでに出願を取り下げまたは放棄した場合、すでに納付した審査請求料を返還することができる。

- ・ 第36条第6項に規定する先願主義違反による協議結果申告命令 (同一人による特許出願に限定)
- ・ 第58条第1項に規定する先行技術の調査業務に対する結果通知
- ・ 第63条に規定する拒絶理由通知
- ・ 第67条第2項に規定する特許査定謄本の送達

尚、これまで第84条第1項第4号に「特許出願後 1 か月以内に特許出願を放棄した場合は特許出願料、審査請求料及び優先権主張申請料が返還される」旨が規定されていましたが、今回の変更に伴い同号から審査請求料は削除される変更が加えられています。

詳細は韓国・国家法令情報センター

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=171013&lsId=&efYd=20150518&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR#0000> (韓国語)

を参照いただくか、現地代理人などへお問い合わせください。

日本パテントデータサービス(株)
国際部、カスタマーサポートセンター